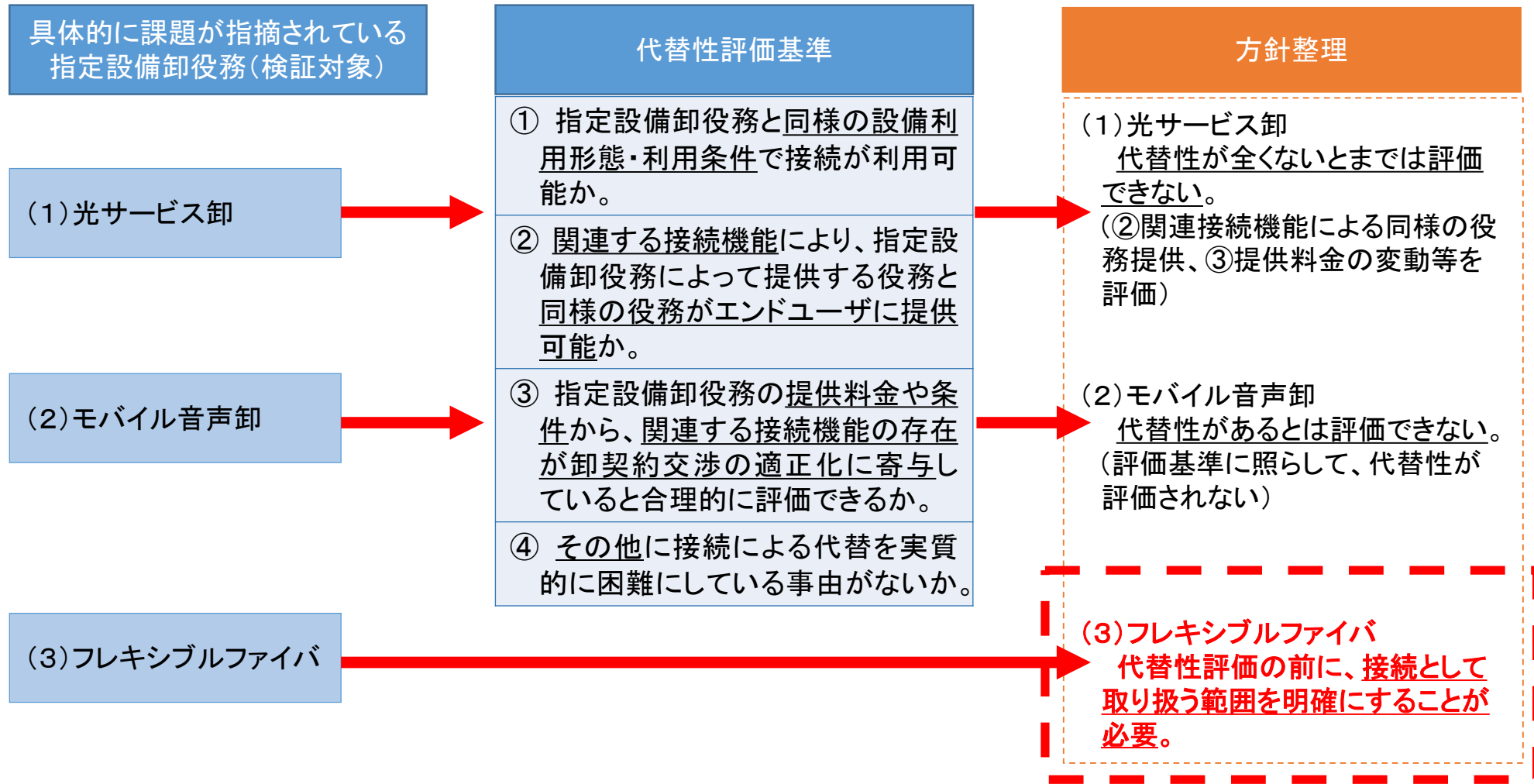


フレキシブルファイバに関する論点について

令和 2 年 5 月

総務省
料金サービス課

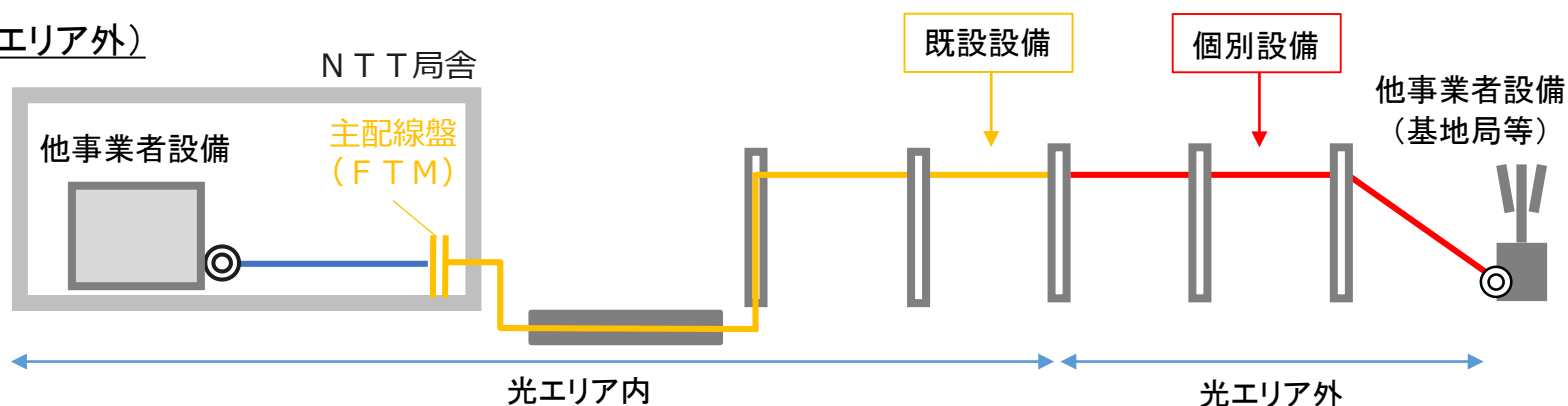
- 接続との代替性評価基準に沿って、卸先事業者から具体的に課題が指摘されている指定設備卸役務の代替性を検証。
- 指定設備卸役務の現状や研究会における議論、ヒアリング等を踏まえ、それぞれの指定設備卸役務を以下の通り整理。
- なお、「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、接続による代替性を高める取組について提案があったところであり、事業者間において実現に向けた協議を行うとともに、総務省においてはその協議の状況を適切にフォローし、接続の代替性を高めていくことが必要。



- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するものとNTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものの2つに大別される。
- これらの料金体系は同じであり、個別設備区間、既設設備区間、NTT局舎内それぞれにおいて料金が設定されている。

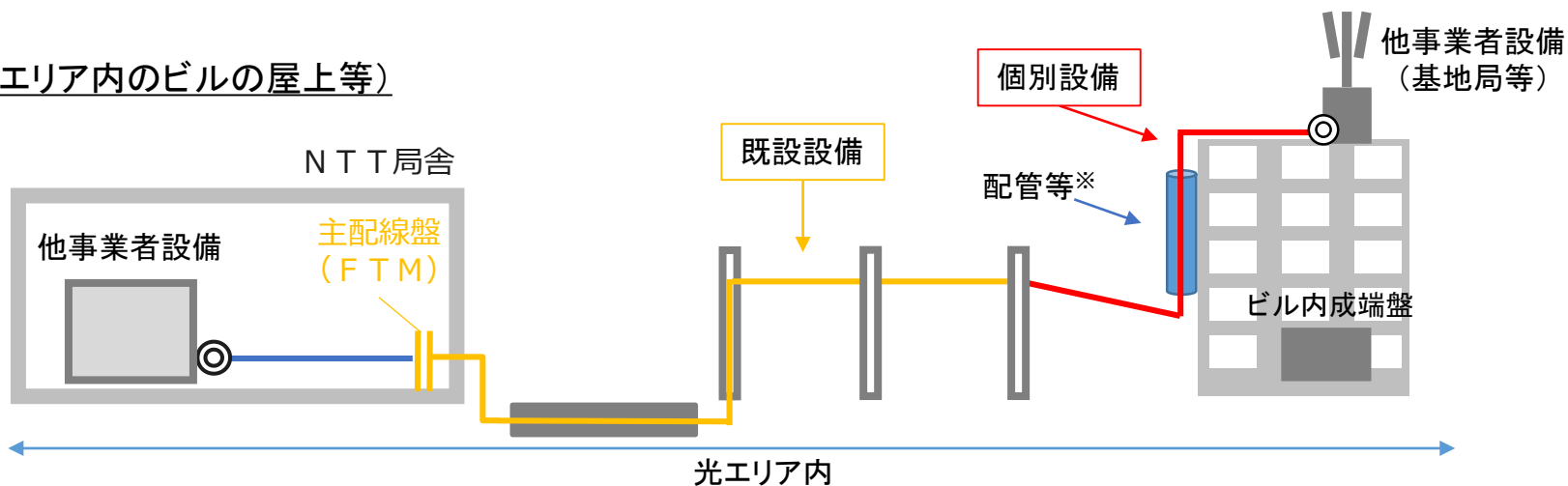
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。

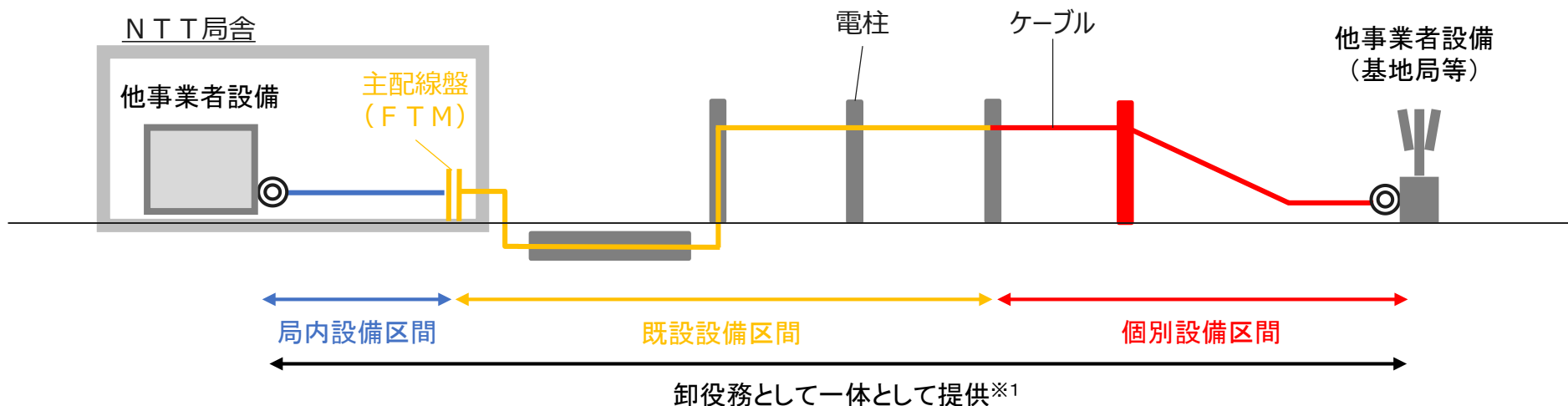


※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、**個別設備区間、既設設備区間、局内設備区間ごとに料金が設定**されている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、**局内光伝送路も局内設備区間として卸提供**されている。現在のところ、**フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせることはできない***とされている。

※ 加入光ファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2020年度)	局内設備区間	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

構成員限り

※¹ 局内設備区間は、加入ダークファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。
 ※² 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
 ※³ 2020年4月からの料金。加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。
 ※⁴ 報酬等を含む。

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月17日)において、「フレキシブルファイバについては、適切な実態把握を行い、それを踏まえ総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当」(考え方4-2-3)とされたことを踏まえ、**総務省からNTT東日本・西日本に対し、フレキシブルファイバの提供内容等の実態を報告することを要請。**

令和元年12月23日付け総基料第216号「フレキシブルファイバの実態把握について(要請)」(抜粋)

情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月17日答申)において、「フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、下記のとおり令和2年1月9日(木)までに報告することを要請する。報告に当たっては、卸電気通信役務によりフレキシブルファイバの提供を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)との契約書その他の書面の写しを併せて提出すること。

なお、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく許可申請があった場合には、上記の報告内容を踏まえ、審査を行うことを申し添える。

記

1 フレキシブルファイバの提供内容

次の(1)から(9)までの事項について報告すること。卸先事業者への役務提供開始時から変更がある事項については、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- (1)卸先事業者に提供する具体的な役務の内容
- (2)卸先事業者への役務の提供条件
- (3)卸先事業者への役務の提供料金(初期費用、月額料金等)及び接続料相当額
- (4)電気通信設備の設置の工事に関する費用及びその負担方法
- (5)貴社及び卸先事業者の責任に関する事項(利用者に対して負うべき責任を含む。)

- (6)卸先事業者による設備使用の態様に関する制限
- (7)重要通信の取扱方法
- (8)卸先事業者への円滑な役務提供に必要な技術的事項
- (9)卸先事業者に一体的に提供するその他の電気通信役務の状況

2 フレキシブルファイバの提供状況

次の(1)から(6)までの事項について報告すること。(3)から(5)までについて、卸先事業者への役務提供開始時から変更がある場合には、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- (1)各年度末時点における都道府県ごとの提供回線数
- (2)各年度末時点における卸先事業者ごとの提供回線数
- (3)卸先事業者に支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)
- (4)特定の卸先事業者に対して不当に優先的な取扱い、不当に不利な取扱い等を行わないための取組
- (5)その他卸先事業者との間で取り決めている事項
- (6)5Gの進展等を踏まえた将来の提供回線数等の想定

(留意事項)

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

- 2019年3月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は と増加傾向。
- フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、
 で推移している。

【フレキシブルファイバの提供回線数の推移】

【フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合の推移】

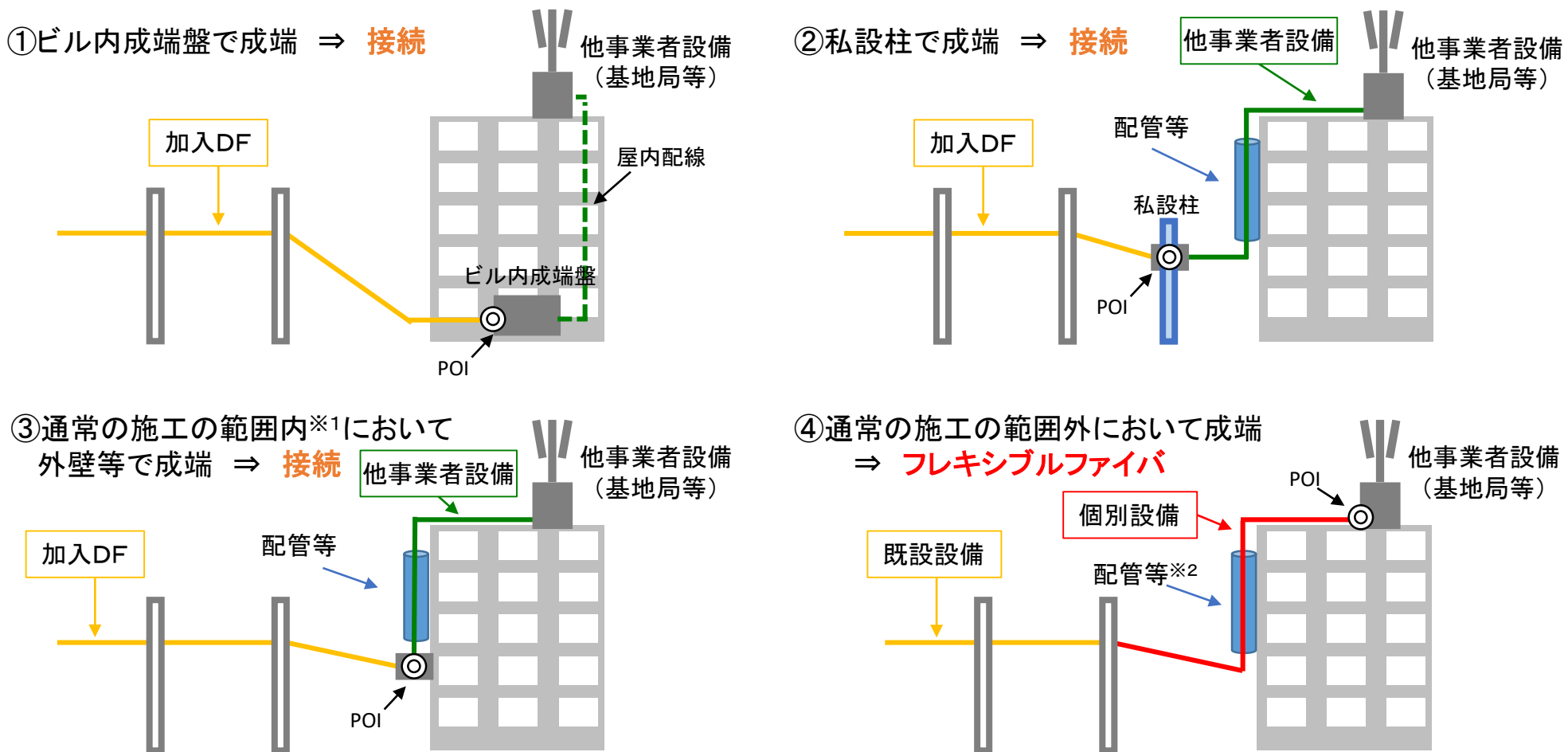
- フレキシブルファイバの基本的な提供条件等は、個別の契約により定められており、一部の提供条件については、専用サービス契約約款の規定を準用している。
- フレキシブルファイバの契約における守秘義務規定には、一部の事業者において、主務官庁への報告に関する開示許諾条項がないことを確認。

【フレキシブルファイバに係る卸役務契約の抜粋】

構成員限り

○ NTT東日本・西日本からは、光エリア内の集合住宅等に引込む加入光ファイバは、「**原則1つの引き込みルートにより設置することとし、その設置場所は最適な箇所(共用光成端盤、MDF室等)を当社が指定**」としているものの、通常の施工の範囲内※で対応できるのであれば、必ずしも共用光成端盤、MDF室等に成端しない場合であっても接続を応諾し、**通常の施工の範囲内で対応できないもののみをフレキシブルファイバとする運用**をこれまで行ってきたとの説明があった。

※ 高所でもバケット車等にて作業可能な範囲であること、配管等の構築はNTT東日本・西日本で行わないこと等。



※¹ 高所でもバケット車等にて作業可能な範囲であること、配管等の構築はNTT東西で行わないこと等。

※² 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- 現行の接続約款には、加入光ファイバの成端箇所に関連する約款規定として、端末回線の線端に係る標準的な接続箇所及び接続申込の応諾に関する規定があるものの、**利用者の建物の光配線盤以外における成端可能な場所に関する具体的な規定ではなく、加入光ファイバの線端を引き込める範囲(接続申込を応諾する範囲)については、これまでのところNTT東日本・西日本の運用に委ねられてきた。**

接続約款(抜粋)

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき(保安器を同時に設置するときを除きます。)は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

第3章 協定の締結手続き等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 略

2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号※に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、...(省略)...申込みの到達した日から1ヶ月以内...(省略)...とします。...(省略)...に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3～15 略

※ 第34条の2第2項各号

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がない(一般光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。)こと。
- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がないこと。
- (3) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること。
- (4) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(1) NTT東日本・西日本からの提出意見(要旨)

- ・ 当社光ファイバが敷設されていないエリアにおいて、①当社光ファイバ敷設エリア内を含めて自ら光ファイバを構築するか(自己設置)、②当社光ファイバ敷設エリア内のダークファイバと当社光ファイバ敷設エリア外で自ら構築した光ファイバを接続するか(接続)、③当社のフレキシブルファイバを利用するか(卸役務)を必要なコストを踏まえ、事業者自らがいずれかのスキームを選択している。
- ・ 事業者からフレキシブルファイバの申し込みがあった際、当社は事業者に対して概算額を提示しており、当社からの提示額を踏まえ、事業者は当社のフレキシブルファイバを利用するかどうか判断しており、概算額提示を行ったものの実際に開通に至ったものは一部に留まっている(当社を選択しなかった場合には他事業者へ依頼または自前で敷設していると想定)ことから、事業者自らがいずれかのスキームを選択することが可能であると考える。
- ・ 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申」を踏まえた総務省からの要請を受けたところであり、フレキシブルファイバに関わる契約内容の詳細等を総務省に報告済。

(2) ソフトバンクからの提出意見(要旨)

- ・ ルーラルエリアを含む光アクセス整備にかかる指定設備卸役務については、国内における次世代通信基盤の迅速展開や効率的運用・維持の観点からも、その重要性(規制の必要性)を評価すべき。
- ・ 自前構築の場合、フレキシブルファイバと比較し保守面や構築スピード面において圧倒的に劣後し実質的な代替手段となり得ない。
- ・ フレキシブルファイバはNTT東西殿の光提供エリア外における光整備スキームであり、5G構築にあたってその重要性は益々高まる。フレキシブルファイバの制度的な位置づけについて、議論スケジュール・具体的な検討内容を明確にしたうえで、研究会での議論が急務。
- ・ フレキシブルファイバ利用の有効性やニーズの高まりも踏まえ、「技術的に困難等の理由を除いた提供義務」や「差別的取り扱いの禁止」をガイドライン化すべき。

(3) KDDIからの提出意見(要旨)

- ・ フレキシブルファイバはDF提供エリア内でも、「接続」の場合と同じDFを使うため、DF提供エリア内のDFは「接続」と整理すべき。また、フレキシブルファイバはDF提供エリア外も含め第一種指定電気通信設備であるためDF提供エリア外の卸役務については、接続に準じたルールを適用すべき。
- ・ フレキシブルファイバのDF提供エリア外区間について要望する接続に準じたルールとして、手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めることで当該区間について、適正性・公平性・透明性を確保すべき。
- ・ フレキシブルファイバの新設部分について、接続に準じたルールを適用して透明性・適正性・公平性を確保することが、モバイル市場の公正な競争環境に資するものと考える。例えば、フレキシブルファイバを活用した基地局整備において、NTTグループ会社のみが費用・手続き・納期等において有利な条件で扱われた場合、事業者間の公正競争が確保できず、結果として条件不利地域や5G等のエリア整備に悪影響が生じる恐れ。
- ・ 既設区間について接続として整理された場合には、新設区間の料金設定の適正性の確認・検証を行うとともにNTT東・西のシステム対応について利用事業者に過度な負担とならないようにすべき。

(1) 構成員からの意見

- ✓ これから5Gの時代になると、屋上ではなく外壁に欲しいとか、いろんなケースが出てくると思うが、こういうところに引くのであれば加入ダークファイバで、こういうところに引く場合はフレキシブルファイバという、その線引きというのは何かかなり明確に確立されたものがあるのか。
- ✓ 新設部分をつけるとエリア内のところも卸になってしまうという説明について、接続になっているところが、新設部分をつけ加えとなぜ卸になるのか。
- ✓ 既設設備区間は、相当料金に差があるということなので、差分をきちっと説明できるかどうか総務省において検証をすぐ始めたほうがいいのではないか。
- ✓ 既設部分については、接続相当の値付けでも何とかなるのではないかとと思うが、新設区間については、NTT東西が今まで光を採算ベースで投資をしてこなかったというエリアであるので、ここについて、接続に近いような料金設定をするということがどこまで現実的なのかというのは、もう少し実態を把握しないといけない。
- ✓ 新設区間の中では、都市部とルーラルエリアと2つタイプが考えられるわけだが、都市部に関して言うと、ビルオーナーと新規に交渉を始めなければいけないというようなこともあるから、そういったところを利用事業者側が全部責任を持ち、NTT東西にそのようなコスト負担がなければ、接続に準じた卸役務もあり得るのではないか。ルーラルエリアになってくると、山間部の奥深く分け入ってというようなことが出てくると、接続のような水準で提供できるかどうかというのは、やや疑問を感じる。
- ✓ フレキシブルファイバについては、今まで既存部分について料金を高く設定して、新設部分については料金を安くというメニューが提供されてきて、全体として卸役務で提供ということだったが、これについては、実際にかかっているコストを反映したような料金設定が望ましいと考えている。
- ✓ 局内DF接続料とフレキシブルファイバ利用料(局内DF区間)の推移に示されている、接続料とフレキシブルファイバ利用料の格差はどのように説明するか。

(2) オブザーバからの意見

- ✓ 加入ダークファイバで提供エリア内に引く場合というのは、もちろんそこは接続で使うことができる。ではそこから線を伸ばしたら、いきなりエリアの中のところから接続で使えなくなるというところが1つ課題。(KDDI)
- ✓ 既設設備区間に関しては、加入ダークファイバということで接続料を設定しているところと何ら変わらない部分であるので、こちらの料金は接続相当が必要。個別設備区間は、ある程度の適正性というか、どれぐらいかかっているかというところの金額規模というか、その妥当性といったところは検証が必要(ソフトバンク)
- ✓ (フレキシブルファイバの)スキームを立ち上げるに当たって、山の中まで引くとか、ビルの上まで引くとか、そういうオーダーメード的なつくり方をすることに関しては、相応の運用なり、やり方というものを苦勞して出したというところもあるので、エリア内の設備だけを見ればダークファイバと同等という主張は理解するが、運用も含めてこのスキーム全体としてエリア内外を問わず特殊な運用をしている。(NTT東日本・西日本)
- ✓ フレキシブルファイバは、それを申し込んでいただくために、全く設備のないところまで含めて、エリア内からエリア外までまとめて1つの契約として提供している。例えば、契約管理みたいなものは、独自のシステムでしているという意味では、接続のスキームとは別の運用をしている。(NTT東日本・西日本)
- ✓ (フレキシブルファイバは、) ルーラルエリアを含む光アクセス整備の観点からも非常に重要なソリューションだと思っており、ルーラルの光アクセス整備をこれから各事業者がそれぞればらばらに構築するのかというところが、その重要性を鑑みて、果たして全体の最適になっているのかというところ、そういったところからも非常に有力なソリューションだと思っている。(光エリアから)あと少し伸ばせばいいというソリューションになるので、そういった観点からも、このフレキシブルファイバの使い方というか、料金の提供条件も含めて磨いていくのは大事だと考えている。(ソフトバンク)

- 第30回研究会において「代替性評価の前に、接続として取り扱う範囲を明確にすることが必要」とされたことや、これまでの構成員・オブザーバからの意見等を踏まえ、論点として以下のものが考えられるのではないか。

(1) 接続として取り扱う範囲の明確化等

- 接続約款やガイドライン等により、どのような事項を明確化し、確認していくことが必要か。例えば、現在のフレキシブルファイバについては、NTT東西に加入光ファイバによる提供の可否を確認し、対応ができないと判断された場合にフレキシブルファイバによる対応となっているところ、接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことなどが考えられないか。
- その上で、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点からどのような取組が必要か。例えば、光エリア外にある他事業者設備と加入光ファイバとをつなぐ際に最も効率的な設備構築となるような加入光ファイバの最適な終点場所を調査する手続きについて、事業者の要望を踏まえ、接続約款に記載するなど、他事業者がフレキシブルファイバを利用せず、同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応としてどのようなことが考えられるか。

(2) フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の担保

- フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか。卸役務による提供であっても、コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めるなど、何らかの対応により適正性・透明性を担保することが考えられないか。
- フレキシブルファイバの事業者間の公平性や役務提供の透明性をどのように担保するか。例えば、接続約款の認可申請や接続料規則第三条に基づく許可申請と合わせて、全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表することなどが考えられるのではないか。その際、総務省が検証すべき事項や整理公表の範囲をどのように考えるか。
- フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性をより確実に確保する観点から、卸契約書の規定等に関して改善すべき事項はあるか。

(3) 上記(1)(2)以外でフレキシブルファイバに関して検討すべき事項

- 5Gの普及を促進する観点等から、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法としてどのようなことが考えられるか。